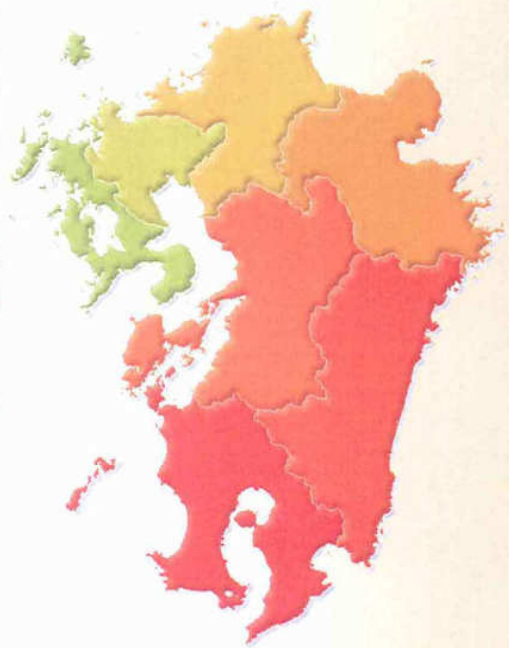




# 九遊商 ニュース No.5



## 6月1日から中古機流通の新たな運用がスタート

4月28日、全商協で開催された中古機流通協議会において、新たな運用法に伴い「中古遊技機流通健全化要綱」(以下、「要綱」という)、「中古遊技機取扱業務実施要領」(以下、「実施要領」という)、「遊技機の認定に関わる業務の実施要領」の改正案が示され、それぞれ承認されました。

ポイントは、まず、中古遊技機の点検確認は撤去された遊技機について行われ、点検確認終了後に当該中古遊技機に保全措置が取られるということ。そして、受渡しにおいて取扱主任者とホール管理者の責任の所在を改めて明確にするということ。

運用の具体的内容については、今後、各地区において研修会等により周知徹底を図ることとなります。

1 取扱主任者は、6月1日以降、中古遊技機の保証書作成に伴う点検確認を実施した後、当該遊技機の保全措置を行います。(改正実施要領第6条)

\* きちんと遊技機等(回胴式以外の遊技機)はポリ袋で包み、セキュリティシールを貼付する。(写真①から④)

\* 回胴式遊技機は、ドアを閉じ鍵穴

から開閉部にかけてセキュリティシールを貼付する。(写真⑤から⑨)

したがって、6月1日以降の点検確認は撤去された中古遊技機について行われることとなります。(改正要綱第11条第3項)

2 設置元営業所は、6月1日以降、所轄警察署に遊技機の入替・減台に伴

い変更承認申請書又は変更届出書を提出する際は、必ず「撤去遊技機明細書(正(副))」を提出してください。そして、返却される「撤去遊技機明細書(副)」を大切に保管してください。(改正実施要領第3条第1項)

3 設置元営業所の管理者は、6月1日以降、遊技機を移動・売却・再設置する際は、必ず「中古遊技機確認書」を作成してください。(改正実施要領第4条)

\* 依頼先(販社)・売却先が複数の場合、相手先に作成します。

\* 6月1日以降の撤去遊技機についてはすべての場合に作成します。

\* 5月31日以前の撤去遊技機については、設置元営業所が所有者である場合は、設置先営業所の管理者は「保管・

納品確認書」に中古機を受領したときの納品業者及び納品日時を記入し、

合に作成します。

4 6月1日以降、遊技機を移動・売却・再設置する際に点検確認を販売に依頼するときは、当該遊技機が記載された「撤去遊技機明細書(副)」の写し及び「中古遊技機確認書」が必要で

す。(改正実施要領第3条第2項及び第4条)

\* 設置元営業所の管理者が依頼するときは直接販社に提出します。

\* 設置先営業所の管理者が依頼するときは設置元営業所からこれらの書類を受取り、販社に提出してください。

5 設置先営業所の管理者は「保管・納品確認書」に中古機を受領したときの納品業者及び納品日時を記入し、



## パチンコ機(型式)の保全方法



③ (セキュリティシールの開封)  
「保管・納品確認書」に記載されているセキュリティシールの番号と同じか又はシールの貼付が適正であるか確認する。(管理者が剥離する場合は販社＝取扱主任者＝の了解を得て下さい)



① 遊技機をポリ袋で包装し、両面テープを剥してポリ袋を接着する。



④ (剥離したセキュリティシールの処置)  
管理者が剥離した場合、剥離したセキュリティシールは取扱主任者に渡して下さい。



② セキュリティシールを貼付し、封印日・担当者・その他(情報を設置先名や台数等)を記入。

**⑤**

**⑥**

**⑦**

**⑧**

**⑨**

シール剥離痕 見本

## パチスロ機(型式)の保全方法

当該中古機のセキュリティシールの番号や開封の痕跡等を確認後、異常が認められないときは署名のうえ、取扱主任者に渡してください。(改正実施要領第7条第2項)

※「保管・納品確認書」は、事前に「打刻書類(中古機の保証書)」とともに渡されますので、取扱主任者に渡すまで大切に保管しておいて下さい。

6 セキュリティシールの開封は、原則として取扱主任者が行いますが、取扱主任者の了解があれば設置先営業所の管理者の責任の下で開封することができます。開封した者は「保管・納品

確認書」に署名します。(改正実施要領第7条第3項)

※管理者が開封した場合、開封後のセキュリティシールは取扱主任者に渡してください。

7 設置先営業所の管理者は、取扱主任者を身分証明証や組合員証で本人かどうかを確認し、設置後の点検確認に立会い、異常がないことを認めるときは「点検確認受渡書(正)(副)」に署名し、「点検確認受渡書(副)」を受け取ります。(改正実施要領第8条)

これより以降、当該中古遊技機について一切の責任は取扱主任者から営

業所に移ります。

【その他の変更点】

点検確認後の遊技機の保全措置により、流通セキュリティが向上したことを受けて、中古機の保証書に関する条文が次の通り改正されました。

(旧)「保証書の有効期間は、作成した日から30日間とする。」

「主基板保証書の有効期間は、発行の日から60日間とする。」

(新)「保証書は、作成した日から50日以内に公安委員会に提出しなければなりません。」

「主基板保証書は、発行の日から50

日以内に公安委員会に提出しなければなりません。

「有効期間」についての明確な定義がなかったために、申請までとする場合や承認までとする場合など対応に差がありました。が、明確に公安委員会への「提出期限」とし、加えて、日数についても延長が認められました。これにより、取扱主任者による中古機の保証書とメーカーが発行する保証書は同等の扱いとなりました。認定申請に係る保証書も「有効期間」から「提出期限」に基準は変更されますが、日数は30日のままなので、注意して下さい。